

# 化学物質管理に係る最近の国際動向 について

—SAICM、POPs条約、OECD、水俣条約—

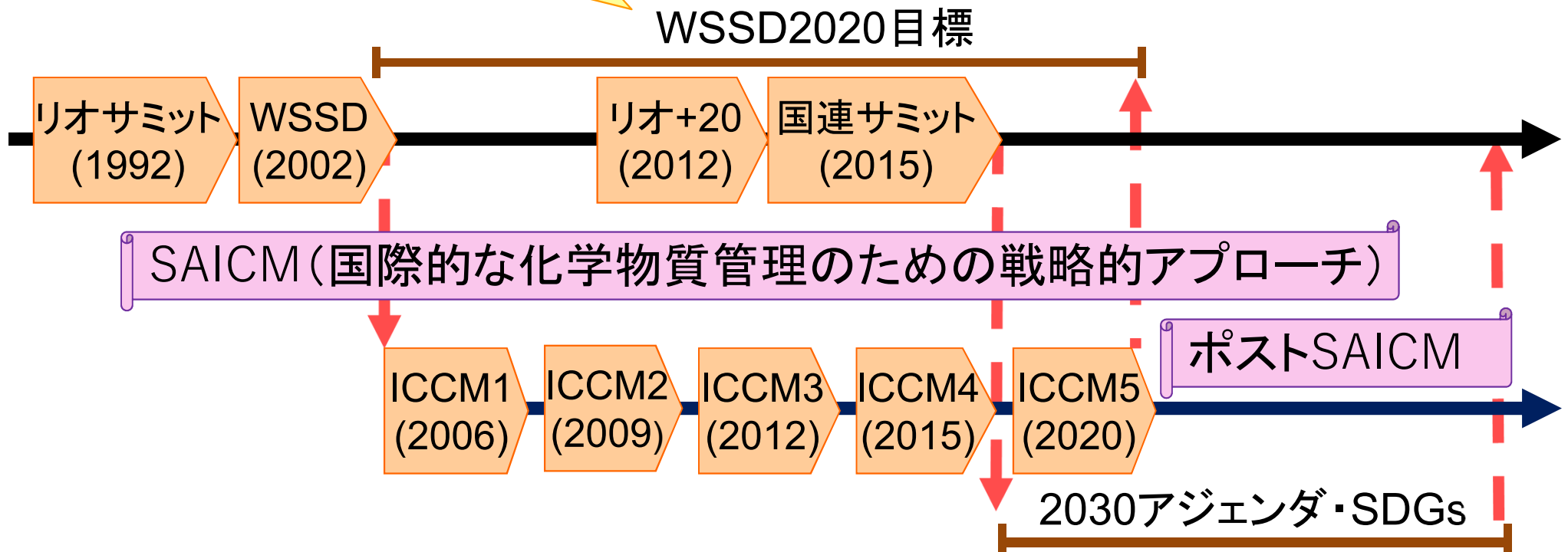
令和元年7月22日(月)

環境省大臣官房環境保健部  
環境安全課

# 国際的な化学物質管理の流れ

## 持続可能な開発(ヨハネスブルクサミット)

予防的取組方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、**化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化**する方法で使用、生産されることを2020年までに達成することを目指す



ターゲット12.4: 2020年までに、製品ライフサイクルを通じ、**環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化**するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する

SAICM・・・国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ  
(Strategic Approach to International Chemicals Management)

○目標: WSSD2020目標の達成を目指す

○主な特徴

- ・ボランタリでマルチステークホルダー・マルチセクターの枠組
- ・他の取組との重複を避け、フレキシブルに新たな課題に対応できる仕組み

## SAICMの対象範囲と目的

### ① 対象範囲

農業用化学物質と工業用化学物質。化学物質安全の環境、経済、社会、健康及び労働面を含む。  
(化学物質又は製品の安全性の健康・環境に関する側面が国内の食品又は薬剤の当局又は取決めによって規制されている範囲では、その化学物質・製品に適用されない。)

### ② 5つの目的

リスク削減、知識と情報、ガバナンス、能力向上及び技術協力、違法な国際取引の防止

### ③ 新規政策課題等への優先的な取組

塗料中鉛、製品中化学物質、電気電子機器のライフサイクルにおける有害化学物質、  
ナノテクノロジー及び工業用ナノ材料、内分泌かく乱作用を有する化学物質、  
環境残留性のある医薬汚染物質、  
ペルフルオロ化合物の管理と安全な代替物質への移行、毒性の高い農薬

# 2020年以降の枠組(ポストSAICM)作りプロセス

- ICCM4(2015年)の決議に基づき、2020年以降の化学物質と廃棄物管理の枠組の議論を開始。
- 現行SAICMと同様の、ボランティアでマルチステークホルダーによる化学物質と廃棄物管理に関するグローバルな取組を想定し、2030アジェンダ(SDGs)にも貢献。

2017

第1回会期間会合(2月@ブラジル・ブラジリア)  
・次期枠組に向けた論点整理

2018

第2回会期間会合(3月@スウェーデン・ストックホルム)

2019

第3回公開作業部会(OEWG3)(4月@ウルグアイ・モンテビデオ)  
・共同議長による交渉文書の提示

第3回会期間会合(10月@タイ・バンコク)

2020

第4回会期間会合(春@ルーマニア・ブカレスト)

国際化学物質管理会議第5回会合(ICCM5)(10月@ドイツ・ボン)  
・SAICMの総括、次期枠組の採択

国内の取組

SAICM国内実施計画の  
実施状況の点検・評価

結果の取りまとめ・会期  
間プロセスにインプット

ポストSAICMに向けた  
国内の課題の抽出

化学物質と環境に関する政策対話

# 会期間共同議長による交渉用文書の概要

2020年以降の枠組（ポストSAICM）の骨格となるか？

## 1. イントロダクション

## 2. ビジョン

## 3. スコープ

多様な分野（環境、経済、社会、保健、農業、労働等）、及び多様な主体（政府、政府間組織、市民団体、産業界、アカデミア等）による「化学物質及び廃棄物管理」。

## 4. 原則及びアプローチ

2030アジェンダ、SAICMドバイ宣言等、既存の国際的な宣言や条約を参照。

## 5. 戦略的目標及びターゲット

- ・ 化学物質管理システムを構築・実施し、ライフサイクルを通じた化学物質及び廃棄物による被害を最小化又は予防すること。
- ・ 化学物質及び廃棄物管理は「持続可能な開発」にも資するとの認識を共有し、取組の加速やパートナーシップを形成すること。

## 6. 組織的事項

## 7. 実施支援メカニズム

国、地域、国家間組織（WHO、ILO等）、国際条約との協力、専門家組織の設立の検討。

## 8. 資金

化学物質及び廃棄物分野の「主流化」による資金導入、民間部門の貢献、地球環境ファシリテイ（GEF : Global Environment Facility）等の外部資金の活用。

# OEWG3の結果概要

## 2006～2015年におけるSAICMの独立評価

- 成果：マルチステークホルダープラットフォームとして機能、塗料中鉛等に関する進捗、QSPの実施等。
- 課題：産業界の関与不足、事務局の能力不足、資金不足、達成目標とのギャップ等。
- 今後：より幅広いステークホルダーの関与、十分な資金の確保、効果的な進捗のモニタリング等。

## 2020年以降の枠組み

- 1.イントロダクション、2.ビジョン、3.スコープ、5.戦略的目標及びターゲット、6.組織的事項、7.実施支援メカニズム、8.資金、について議論を行い修正案を作成。前文、4.原則及びアプローチは議論されず。ブラケット付きの文書を第3回会期間会合に回す。
- 2020年以降の枠組みのためのEnabling Frameworkについて意見交換を行う。

## 新規政策課題等

- IOMC機関（UNEP,UNIDO,UNITAR,OECD,FAO等）から新規政策課題等（塗料中鉛、製品中化学物質、電気電子機器のライフサイクルにおける有害化学物質、ナノテクノロジー及び工業用ナノ材料、内分泌かく乱作用を有する化学物質、環境残留性のある医薬汚染物質、ペルフルオロ化合物の管理と安全な代替物質への移行、毒性の高い農薬）のこれまでの作業等に関して報告。

## クイックスタートプログラム（QSP：SAICM独自の途上国支援基金）

- 現行SAICMのためのQSPについては、一旦追加的な資金供与をストップ。これまで約5000万ドルの資金提供があった。
- 化学物質及び廃棄物の適正管理に対する資金に関する統合的アプローチの一つとして成功した取組。2020年以降の枠組みにおいても資金メカニズムは検討されるべき点を強調。

## 活動計画と事務局予算

- ICCM5はドイツ・ボンで2020年10月5～9日に開催、ハイレベル会合を含む予定。
- 事務局予算として不足分の追加承認（2020年分で20万ドル）。

# ストックホルム条約(POPs条約)第9回締約国会議

## 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)

- 毒性、難分解性、生物蓄積性及び長距離移動性を有する残留性有機汚染物質(POPs : Persistent Organic Pollutants)から人の健康及び環境の保護を図ることが目的。
- 2004年5月に発効(日本は2002年8月締結)。2019年6月現在、181ヶ国とEUが締結。

## 締約国会議(COP9)結果概要

- 開催日時 : 2019年4月29日 ~ 5月10日
- 開催地 : ジュネーブ(スイス)  
※ バーゼル条約COP14、ロッテルダム条約COP9と合同で開催。

### (1) 条約対象物質への追加

#### ① ジコホル [主な用途 : 殺虫剤]

- ・ 廃絶対象物質(附属書A)へ追加することが決定された。

#### ② ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質

[主な用途: フッ素系ポリマー加工助剤、界面活性剤等]

- ・ 廃絶対象物質(附属書A)へ追加することが決定された。

※ 医薬品製造のためのペルフルオロオクタンヨード、既に搭載されている泡消火薬剤の使用等は適用除外

### (2) その他

#### ○ ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とその塩等 [主な用途: 界面活性剤、泡消火薬剤]

- ・ POPs条約の対象物質として、2010年8月に発効(附属書B: 制限)。
- ・ 「認めることのできる目的」及び「個別の適用除外」の用途を限定することが決定された。

# OECD 第59回化学品委員会及び化学品・農薬・バイオ技術作業部会 合同会合(JM : Joint Meeting)の概要

(1) 日程・場所 2019年6月4日(火)～6日(木) フランス・パリ

## (2) 主なアジェンダ

### ▶ 特別セッション: 優先順位付けが困難な物質に関する協力可能性

OECDは加盟国における化学物質の有害性評価の協調を促進してきた。今次セッションでは事務局からリスク評価のための優先順位付けの国際的なベストプラクティスが紹介され、優先順位付けの困難な物質に関する経験の共有、OECDにおける協力可能性について議論された。

OECDは科学的信頼性の高いデータの取得、優先順位付けに関する新たなスキーム、リスクベースの検討、明確なクライテリア等の検討が必要とし、今後具体的な対応案を作成予定。

### ▶ OECD化学品プログラムによる世界の化学物質管理のコスト削減

2019年報告では、有害性評価手法の協調、データの相互承認等により、年間309百万ユーロが節約されている。今後、製薬業界の節約効果を数値化する予定。

### ▶ 化学物質の観点からの持続可能なプラスチック設計

OECD環境グローバルフォーラム(2018年5月開催)での議論に基づき、OECDにおけるプラスチックに関する将来の活動に関して、持続可能なプラスチック・デザインのクライテリアの作成等に取り組む予定。



# OECD 第59回化学品委員会及び化学品・農薬・バイオ技術作業部会 合同会合(JM : Joint Meeting)の概要

## (2) 主なアジェンダ(続き)

### ➤ PFASのリスク管理に関するOECDの今後の取組

OECDから今後のPFASに係る取組に関して、PFASの安全な代替物質の継続的検討やPFASの商業的利用に関する状況の把握等が示され、今後、実施可能性も含め検討する予定。

### ➤ 鉛の暴露による影響

OECDは鉛暴露による各国の死亡者の推定等を行い、評価報告書として発出。今後、鉛に関する死亡以外の影響について、今後、検討する予定。

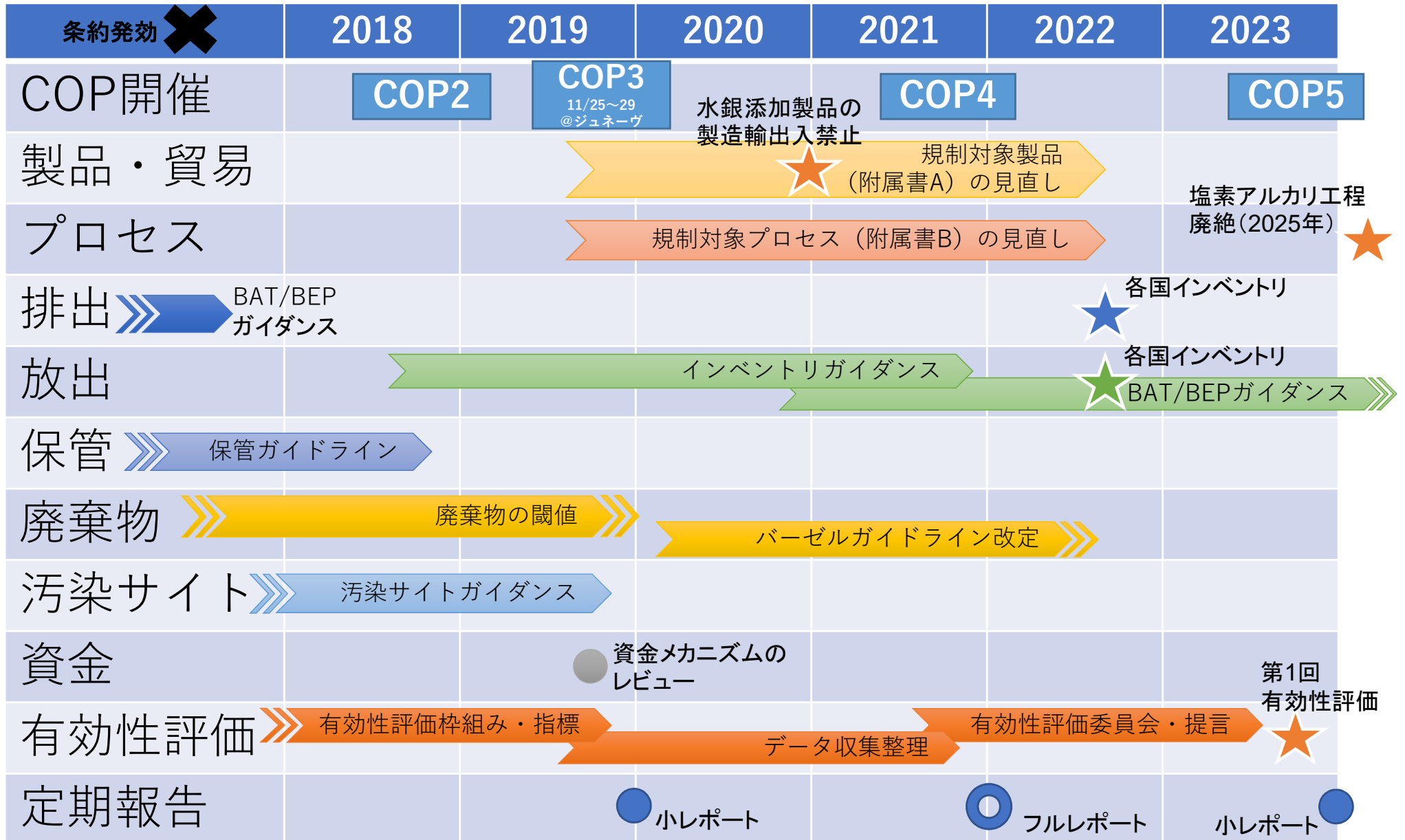
### ➤ 環境グローバルフォーラム; 「化学物質の適正管理」(2020年11月開催予定)

OECDの主催で開催される環境グローバルフォーラムの議題として、「化学物質の適正管理」が取り上げられる予定であり、今後、ICCM5に向けたポストSAICMの検討状況をみつつ、ポストSAICMのインプリメンテーションについて検討する予定。

### ➤ 化学物質安全データの知的所有権

データアクセス、所有権保護等に関する理事会勧告については対象範囲(新規/既存化学物質等)、内容を固めてから決定するか否か検討する予定。

# 水銀に関する水俣条約の今後の予定



# 水俣条約に係る会期間技術ワーキング作業

## 放出 (Release)

- 水銀の水及び土壌への放出源の特定とその目録の作成に関し、専門家グループを設立して作業を開始。
- 各国から関係する発生源となる可能性のある分野に関する情報を収集し、条約事務局がドラフトレポートを作成中。

## 水銀廃棄物 (Mercury waste)

- 水銀廃棄物の閾値について、専門家会議を設置し、議論を進めている。
- 2019年5月27日～29日に大阪で「水銀廃棄物の閾値に関する専門家会議」が開催され、併せて5月30日～31日に「水銀廃棄物の適正管理に関連したワークショップ」を開催。

## 汚染サイト (Contaminated sites)

- 条約事務局が専門家と協力してとりまとめたガイダンス案について、COP3での採択を目指し、事務局が追加的な情報収集を行い、改めて専門家から意見を聴取している。

## 有効性評価 (Effectiveness evaluation)

- 条約の有効性評価に必要な評価指標等の設定について、さらなる情報収集と検討を行うため、会期間作業を引き続き実施。
- 2019年4月8日～12日にジュネーヴにて専門家会合を開催し、評価の枠組み等について検討を行った。引き続き電話会合や各国への意見照会等を経て、レポートをとりまとめる。